

2020

1

NO.226

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人

江戸川北青色申告会

〒132-0025

江戸川区松江 2-23-13

TEL03 (3656) 0621

FAX03 (3656) 1104



江戸川北青色申告会
会長 小原 忠一

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございませう。

会員皆様におかれましては令和初の輝かしい新年を健やかに迎えられましたこととお慶び申し上げます。

さて、昨年十月一日より消費税及び地方消費税率が八%から十%に引き上げられると同時に軽減税率制度が施行されました。令和元年十月一日から十二月三十一日までの期間毎の区分記帳が必要になります。是非とも青色申告会事務局をご利用ください。

当会では会員皆様のため、各種共済保険事業や自動車共済、火災共済、労働保険事務組合、建設関係者の一人親方労働保険の事務組合、またリゾートクラブ施設、スポーツジムの法人割引等各種の福利厚生事業を行っております。

中でも、自転車事故賠償保険は近年、各地域の条例で義務化の動きとなっており、会員の皆様のためにご用意させていただいた保険と

なりますので、ぜひご加入ください。

ここ数年、大きな税制改正が行われ、令和元年は消費税率の引き上げ、軽減税率制度の導入、令和二年分からは基礎控除が三十八万円から四十八万円と十万円増額されますが、青色申告特別控除額が六十五万円から五十五万円と減額になります。但し、申告期限内に貸借対照表と損益計算書が表記されている青色申告決算書と確定申告書を電子申告により提出を行うことで、青色申告特別控除額は六十五万円が適用となります。事務局が全力でサポートいたしますのでご相談ください。また、東京税理士会江戸川北支部のご協力により、「電子申告の代理送信」また「税の無料相談会」と会員の皆様が安心してご相談が行える体制を整えております。

本年は青色申告制度施行、青色申告会創立七十周年を迎えます。また新社屋の完成を予定しております。青色申告制度の普及と進捗と税知識の高揚に努め、役員一丸となって会員増強に努め信頼される青色申告会を目指してまいります。今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念致しまして新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございませう。

一般社団法人江戸川北青色申告会の会員の皆様におかれましては、令和二年の新春を健やかに迎えることと心よりお慶びを申し上げます。

旧年中は、小原会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は、江戸川北青色申告会が設立されて七十周年を迎える輝かしい年であり、また、人に優しい青色申告会館の完成が待ち遠しい年でもあります。更なる飛躍を期待しております。

着任のあいさつでも申しあげましたが、私ども国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」こととされています。このため、江戸川北税務署におきましても、この使命を達成できるように、納税環境の

整備を図るとともに、適正・公平な税務行政を推進しているところです。しかしながら、税務署ではできないこと、税務署だけではできないこともありませうので、そうしたことについて、江戸川北青色申告会など関係民間団体等の皆様にフォローしていただいているところですので。

まもなく令和元年分の確定申告期を迎えます。消費税については、税率の引き上げ及び軽減税率制度の実施後初めての確定申告となります。毎年、貴会の皆様には、早期申告・期限内完納等についての街頭キャンペーンのほか、女性部の皆様による「税理士の無料申告相談」の受付事務や、署内会場に設置する「青色コーナー」への従事など、確定申告事務の円滑な運営に多大なる貢献をいただいております。本年は、これまで以上に確定申告期における御支援助と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和二年分より、青色申告特別控除として六十五万円の控除を受けるためには、令和元年分までの要件に加え、eTaxによる申告又は電子帳簿保存が要件となっております。引き続き、制度の周知・広報に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人江戸川北青色申告会の益々の御発展と会員の皆様のご健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



江戸川北税務署長
河合 厚 様

東部ブロック

カラオケ大会



11月17日(日)に行い、43名の参加がありました。この大会は毎年催されており、東部ブロックの会員様が対象になっています。

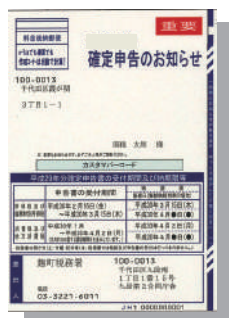
本大会に限らず各ブロックでは様々な催しを行っておりますので、皆さまお誘い合わせの上、是非ご参加ください。



▲参加者のみなさん

「確定申告のお知らせ」ハガキ
(もしくは封書)をご持参ください!

税務署より送付されます。決算サポート時に忘れずにご持参ください。必要事項が記載されています。



決算サポートに向けての事前相談をお忘れなく!

代理送信による電子送信

11月27日(水)、三者協議会で令和元年分代理送信の協定に調印を行いました。

令和元年分の確定申告書提出は、代理送信による電子送信を是非ご利用ください。



▲(左から)小原会長、江戸川北税務署 下田副署長、東京税理士会江戸川北支部 鈴木支部長

ツカエル青色申告(当会推奨ソフト)への切り替えをお願いします

◆2020年分の決算サポート時より、ツカエル青色申告以外の会計ソフトをご利用の方は、会計ソフト指導料※が必要となります。

※毎年6,600円(税込)です。

◆最新バージョンのみご相談可能です。

◆USBのセキュリティチェックに5分ほど要します。45分間の決算サポートが円滑に進むよう、必ず事前にご相談ください。



専門家による

年度内最後となります。

無料相談会のお知らせ

税理士無料相談会
相談日

1月 8日(水)

予約時間

- | | |
|---------|---------|
| ① 10:00 | ④ 14:00 |
| ② 11:00 | ⑤ 15:00 |
| ③ 13:00 | ⑥ 16:00 |

ご予約ください

TEL 03-3656-0621



司法書士無料相談会
相談日

1月 14日(火)

予約時間

- | | |
|--------|--------|
| ① 10時台 | ④ 14時台 |
| ② 11時台 | ⑤ 15時台 |
| ③ 13時台 | |

※相談時間は30分毎となります。

令和元年度

納税表彰式

税務功劳及び納税功劳表彰



税務署長表彰
岩間 洋介



税務署長表彰
杉本 正子



税務署長表彰
竹田 フサ子



税務署長感謝状
鈴木 啓子



税務署長感謝状
所 環



税務署長感謝状
松戸 鶴男



税務署長感謝状
三橋 政雄



東京都税務功劳者
主税局長表彰
加藤 三千夫



江戸川区長表彰
片柳 正之



江戸川区長表彰
黒澤 弘



江戸川区長表彰
張ヶ谷 幸子



東京都江戸川都税事務所長感謝状
鈴木 武夫



会員・準会員・専従者さまですと・・・

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社) 江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596

【事務局カレンダー】

1月 16日	1月 14日	1月 13日	1月 8日
-----------	-----------	-----------	----------

(平井小松川地区)
早期申告キャンペーン

広報委員会
司法書士無料相談会

東部ブロック新年会
税理士無料相談会

1月 25日	1月 21日	1月 20日	1月 19日
-----------	-----------	-----------	-----------

(鹿骨地区)
早期申告キャンペーン

(東部地区)
早期申告キャンペーン

新年賀詞交歓会
早期申告キャンペーン
(中央地区・小岩地区)



江戸川都税事務所からのお知らせ

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和2年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和2年1月31日（金）



- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧いただけます。

東京都主税局 償却資産

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5521-0019)

9:00から17:00 (土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)



1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でも eLTAX をお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/18（土）、1/19（日）、1/25（土）、1/26（日）

<eLTAX 利用時間>

8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）
※1/15（水）～1/31（金）はメンテナンス時間を除き24時間利用可能です。

<利用手続についてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp>

【eLTAX ヘルプデスク】 ☎ 0570-081459 (左記電話につながらない場合: 03-5521-0019)
9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。
詳細はホームページをご覧ください。

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班
【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班



●国税の電子申告・電子納税等については、
e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

東京都江戸川都税事務所 電話03-3654-2151（代）

年明けは1月6日（月）
より業務開始となります。



会長 小原 忠一
副会長 加藤 繁男
副会長 加藤 三千夫
副会長 佐川 信夫
副会長 松丸 廣
理事・役職員一同

本年もよろしく
お願い申し上げます。

謹賀新年